

資料 5

○柏市附属機関設置条例

平成8年3月29日
条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

第14条の規定により設置する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(平29条例3・一部改正)

(設置)

第2条 執行機関等(執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(平29条例3・一部改正)

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 第2条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

(平29条例3・一部改正)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和47年柏市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第16条の2を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和54年柏市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則(平成12年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則(平成17年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成18年4月18日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年4月18日までとする。

(柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市特別職報酬等審議会条例(昭和39年柏市条例第38号)

(2) 柏市住居表示審議会条例(昭和41年柏市条例第3号)

(3) 柏市通学区域審議会条例(昭和41年柏市条例第7号)

(4) 柏市総合計画審議会条例(昭和41年柏市条例第28号)

(5) 柏市生涯学習推進協議会条例(平成4年柏市条例第10号)

(6) 柏市行政改革推進委員会条例(平成7年柏市条例第32号)

附 則(平成17年条例第127号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、平成19年12月28日から施行する。

附 則(平成19年条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第36号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に柏市就学指導委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日をもって柏市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、同日における柏市就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成29年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日をもって当該附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第1条の規定による改正後の柏市附属機関設置条例別表及び第3条の規定による改正後の柏市産業振興基本条例第7条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(1) 柏市補助金等交付審査会

(2) 柏市プロポーザル方式選定委員会

(3) 柏市新型インフルエンザ等対策委員会

(4) 柏市介護保険施設等事業者選定委員会

(5) 柏市地域包括支援センター運営協議会

(6) 柏市第二清掃工場運営委員会

(7) 柏市人・農地プラン検討会

(8) 柏市いじめ重大事態調査検証委員会

(9) 柏市産業振興会議

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第22号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正)

2 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例(昭和61年柏市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1第41号中「いじめ重大事態調査検証委員会委員」を「いじめ重大事態等調査検証委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員会委員」に改める。

附 則(令和5年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条)

(平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・平17条例127・平19条例2・平19条例43・

平19条例46・平20条例32・平24条例36・平25条例15・平26条例33・平28条例19・平29条例3・

平31条例1・令元条例22・令3条例35・令4条例9・令4条例28・令5条例3・一部改正)

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査会	被表彰者についての審査に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
	柏市いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査に関する事務	5人以内	市長が別に定める。
	柏市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額についての審議及び答申に関する事務	10人以内	市長が別に定める。
	柏市ネーミングライツ導入審査委員会	ネーミングライツの導入に係る優先交渉権者の選定及び提案についての審査に関する事務	導入する案件ごとに7人	市長が別に定める。
	柏市地方創生総合戦略評価委員会	柏市地方創生総合戦略の評価及び推進についての助言に関する事務	10人以内	2年
	柏市行政改革推進委員会	行政改革の課題及び推進状況についての調査及び審議並びに答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市補助金等交付審査会	補助金、助成金、奨励金及び利子補給金に係る交付対象者の選定、事業の遂行の助言及び実績報告についての審査に関する事務	事業ごとに10人以内	2年以内
	柏市プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選定についての審査に関する事務	業務ごとに10人以内	市長が別に定める。
	柏市男女共同参画推進審議会	女性問題に関する総合的施策の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	市長が別に定める。
	柏市新型インフルエンザ等対策委員会	新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症の発生時における的確かつ迅速な対処についての調査及び審議並びに答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市予防接種調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理についての調査及び審議並びに答申に関する事務	6人以内	2年
			6人	2年

	柏市老人ホーム入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否についての審査及び答申に関する事務		
	柏市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保についての審議及び答申に関する事務	8人	2年
	柏市介護保険施設等事業者選定委員会	公募による居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの事業者の選定についての審査に関する事務	12人以内	3年以内
	柏市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに運営についての審議に関する事務	10人以内	3年
	柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会	医療的ケア児及びこれに準じる児童の保育所等における適切な保育の実施に係る審査及び助言に関する事務	10人以内	2年
	柏市清掃施設総合評価一般競争入札方式選定委員会	本市が発注する清掃施設に係る委託業務等の請負その他の契約のうち総合評価一般競争入札方式によるものの落札者決定基準の策定及び落札者の決定についての審査に関する事務	業務ごとに10人以内	市長が別に定める。
	柏市第二清掃工場運営委員会	第二清掃工場に隣接する町会及び自治会その他関連する団体との協定のうち当該工場の操業の監視に係るものに基づく当該工場の適正な管理運営についての審議及び助言に関する事務	28人以内	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人以内	市長が別に定める。
	柏市人・農地プラン検討会	柏市人・農地プランの策定及び変更についての審議に関する事務	16人以内	2年
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市教育支援委員会	障害等のある児童生徒等の適切な就学についての審査及び判定並びに継続的な教育の支援についての助言に関する事務	14人以内	2年
	柏市通学区域等審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置並びに通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市いじめ重大事態等調査検証委員会	市立の小学校、中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態並びに自殺及び自殺が疑われる死亡事案についての調査及び検証に関する事務	5人以内	教育委員会が別に定める。
	柏市立柏高等学校第三次教育計画策定委員会	柏市立柏高等学校第三次教育計画の策定についての調査及び審議並びに答申に関する事務	15人以内	3年以内
上下水道事業管理者	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市上下水道局プロポーザル方式選定委員会	本市が発注する委託業務等の請負その他の契約のうちプロポーザル方式によるものの契約候補者の選定についての審査に関する事務	業務ごとに10人以内	上下水道事業管理者が別に定める。

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。